

国の支援メニュー

税制上の支援措置（法人税の軽減）

下記の措置のいずれかを選択適用（事業年度ごと）

投資税額控除

機械等の取得価額の**10%**、建物等は**5%**を税額控除できます。
※控除金額については、当期の法人税額の20%を限度とします。

特別償却

機械等の取得価額の**34%**、建物等は**17%**を限度に特別償却ができます。

活用例

（株）安川電機

【設備投資】

- 産業用ロボット
 - 高効率モータ
 - 省エネ用インバータ
- の研究開発・生産のための機械・装置など



2021年度開所
安川テクノロジセンタ(株安川電機提供)

主な活用事例

★印は進出企業

環境対応車関係

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| ●明石機械工業 | ●ダイハツ工業 | ●日立化成オート |
| ★機光プレジジョン | ●太平洋工業 | モータプロダクツ |
| ★FTS九州 | ●デンソー九州 | ●日立金属 |
| ★北九州ファルテック | ●東プレ九州 | ●ファルテック |
| ●九州河西 | ●東邦チタニウム | ●平和自動車工業 |
| ●九州小島 | ●戸畑ターレット工作所 | ●HOWA九州 |
| ●九州シロキ | ●トヨタ自動車九州 | ●松本工業 |
| ★小島プレス工業 | ●トヨタ紡織九州 | ★メタルテックス |
| ●寿屋フロンテ | ●豊田鉄工 | ●ユニプレス九州 |
| ●三泉化成 | ●トヨタテック福岡 | ★ROKI福岡 |
| ★城南九州製作所 | ★名古屋パイプ | ●ローム・アポロ |
| ★JSP | ★ニッパツ九州 | |
| ●ダイハツ九州 | ★林テレンプ | |

有機EL関係

- Kyulux
- ナノ蛍光体関係
- NSマテリアルズ

無線通信機器関係

- Braveridge
- 特殊空調設備関係
- 西部技研

再生可能エネルギー関係

- 石橋製作所
- ★タテホ化学工業
- 三井三池製作所

パワー半導体関係

- デンカ
- 三菱電機

水素ステーション関係

- 岩谷産業
- 西部ガス
- JXTGエネルギー
- 日本エア・リキード

スマートコミュニティ関係

- 日鉄テックスエンジ
- レアメタルリサイクル関係

- アステック入江
- 柴田産業
- 日本磁力選鉱
- 三池製錬

金融上の支援措置（利子補給制度）

総合特区支援利子補給金

金融機関からの借入れに対して、国が予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施が可能となります。

利子補給率

0.7%以内

利子補給金の支給期間

最大**5年間**

活用例

東邦チタニウム(株)



【出典】平成24年4月14日 西日本新聞より

【金融機関】

(株)日本政策投資銀行

【設備投資】

チタンインゴット
生産用の
大型電子ビーム
溶解炉の増設

規制・制度の特例措置

国との協議を通じて、総合特区の取組を推進するために必要な規制の緩和、創設等を求めることができます。

財政上の支援措置

総合特区の取組を推進するため
●各府省庁の予算制度の重点的な活用ができます。
●各府省庁の予算が不足する場合には、内閣府の「総合特区推進調整費」で補完することができます。

※上記については、主な支援メニューを記載しています。

地域独自の支援メニュー

福岡県

1 福岡県企業立地促進交付金 〔グリーンアジア国際戦略総合特区特例〕 〔工場等の新設・増設に係る交付金〕

本特区の事業を行う企業のうち、総合特区の税制上の支援措置を受ける指定法人が業務施設等を取得する場合、**通常の交付金に5%を加算して交付**します。

- 【交付内容】 ●製造業……………交付率**6～8%**（通常1～3%）
限度額**10億円**
- 研究開発施設等……………交付率**6～7%**（通常1～2%）
限度額**5億円**

2 不動産取得税の課税免除 〔税制優遇措置〕

本特区の事業を行う企業のうち、総合特区の税制上の支援措置を受ける指定法人に対し、**不動産取得税を課税免除**します。

【免除内容】 建物とその敷地（対象建物に係る部分）の不動産取得税（税率：建物4%、土地3%）を**免除**

3 グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 〔中小企業の設備投資に係る助成制度〕

特区事業者が部品や素材を供給する県内中小企業の設備投資を支援します。

- 【要件】 生産設備・取得額の合計が500万円以上
開発設備・取得額の合計が250万円以上
- 【助成額等】 対象経費の合計額の**15%以内**の額（上限400万円）

お問い合わせ先

福岡県商工部産業特区推進室
TEL:092-643-3416 FAX:092-643-3417

北九州市

1 固定資産税の課税免除 〔税制優遇措置〕

本特区の事業を行う企業のうち、総合特区の税制上の支援措置を受ける指定法人、又は利子補給金を活用した融資を受ける者に対し、**固定資産税を課税免除**します。

- 【免除内容】 ●建物・構築物とその敷地、機械設備（研究開発用に限る）等の固定資産税（税率1.4%）を**3年間免除**
（※建物・構築物は1億円以上、研究開発用機械設備等は2,000万円以上のものが対象）
- 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した固定資産が対象
（※指定法人については、指定の有効期間内に取得した固定資産が対象）

2 環境未来技術開発助成 〔環境技術の研究開発時〕

新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究等に対して、**研究開発費を助成**します。

- 【助成率】 対象経費の**1/3～2/3**以内
- 【限度額】 ●実証研究：**1,000～1,500万円**
●社会システム研究、FS研究：**200万円**

お問い合わせ先

北九州市企画調整局地方創生推進室
TEL:093-582-2904 FAX:093-582-2176

福岡市

1 福岡市立地交付金 〔研究開発施設・工場等の新設・移転に係る交付金〕

対象分野の研究開発施設等であって、要件（延床面積、常用雇用者数等）を満たし、市内に新たに立地する企業に対し、**投資額又は賃借額に応じた交付金**に加え、**雇用実績に応じた交付金**を交付します。

- 【対象分野】 ●環境・エネルギー関連産業 ●物流関連産業 など
- 【交付内容】 対象分野、地域、立地形態に応じた交付金を交付

- 【投資助成】 ●土地(※)・建物・機械設備取得額の**2.5%～10%**
※土地取得額に対する交付は、重点地域(アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)のみ。
●限度額：**1億円～10億円**
- 【賃借助成】 ●建物・機械設備の年間賃借料の**1/8～1/3**
●期間：**1年～2年** 限度額：**1,500万円～1億円**
- 【雇用助成】 ●常用雇用者1人あたり：**5万円～100万円**
（福岡市民の正社員及び研究員を優遇します。）
●限度額：**1億円**
- ※助成対象は、操業開始時の常用雇用者で1年間の継続雇用確認後に交付。
※本社機能と創業5年以内企業は操業開始時の常用雇用者に加え、対象期間を最大3年間に優遇。

2 固定資産税・都市計画税の課税免除 〔税制優遇措置〕

本特区の事業を行う企業のうち、福岡市指定法人の指定を受けたものが新たに取得した特区事業の用に供する施設又は機械設備について、**固定資産税及び都市計画税を課税免除**します。

- 【免除内容】 ●家屋及びその附属設備・構築物並びに機械及び装置、器具及び備品の固定資産税（税率1.4%）及び都市計画税（税率0.3%）を**3年間免除**
（※家屋及びその附属設備・構築物は1億円以上、機械及び装置は1千万円以上、開発研究用の器具及び備品は500万円以上が対象）
- 福岡市指定法人の指定を受けた日から**令和4年3月31日までの間に取得した固定資産が対象**

お問い合わせ先

福岡市経済観光文化局企業誘致課
TEL:092-711-4327 FAX:092-733-5901

国、地域独自の支援メニューは重複して活用できます。

※支援メニューの適用を受けるには、要件がありますので、お問い合わせください。